新潟県条例第63号

新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟県屋外広告物条例（平成７年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）
第37条の２　法第３条から第５条まで、第７条及び第８条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、新発田市<u>及び佐渡市</u>が処理することとする。
２　第２章及び第３章の規定は、新発田市<u>及び佐渡市</u>の区域においては、適用しない。

（事務処理の特例）
第37条の３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>１　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(7)　（略）</td><td>新発田市<u>及び佐渡市</u></td></tr>
<tr><td>２　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(29)　（略）</td><td>三　条市、見附市、胎　内市、湯沢町及び刈羽村</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）
第37条の２　法第３条から第５条まで、第７条及び第８条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、新発田市が処理することとする。
２　第２章及び第３章の規定は、新発田市の区域においては、適用しない。

（事務処理の特例）
第37条の３　地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の２第１項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table>
<tr><th>事　　務</th><th>市町村</th></tr>
<tr><td>１　法に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(7)　（略）</td><td>新発田市</td></tr>
<tr><td>２　法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1)～(29)　（略）</td><td>三　条市、見附市<u>、佐　渡市</u>、胎内市、湯沢町及び刈羽村</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。